

羽田保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者(施設運営主体)

名称	社会福祉法人育栄会
代表者の氏名	理事長 原田 公孝
所在地	愛知県豊橋市羽根井本町10番地
電話番号	0532-31-5671
定款に目的を定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 保育所の概要(利用施設)

名称	羽田保育園
所在地	愛知県豊橋市花田町字百北71-4
電話番号	0532-31-2294
事業認可年月日	昭和46年1月1日
施設長の氏名	大井 英昭
利用定員	0歳児 … 11名 1歳児 … 24名 2歳児 … 26名 3歳以上児…99名 計160名
保育の内容	乳幼児保育、延長保育、特別支援保育
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルをたかめるため、全ての職員に実施
嘱託医等	小児科医：河口 信治 歯科医：田中 文治

3 施設の目的

児童福祉法に基づいて、乳児および幼児の保育事業を行うこと

4 運営方針

1	子ども自身が気づき、考え、決めることができるような「こども主体の保育」を目指す。
2	子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかで豊かな人間性を持った子どもの育成に努めるとともに、多様化する保育ニーズへの対応のための体制づくりをしていく。
3	家庭や地域との連携・協力を密にし、保護者が子育ての喜びを感じられるよう支援していく。

5 職員の配置状況

令和8年4月1日

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	1	1		
保育士	34	18	17	
看護師	1	0	1	
調理員	4	3	1	
保育補助員	1	0	1	
清掃員	1	0	1	
嘱託医等	2	0	2	

当園では、豊橋市の指導に基づき定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日時

開所日	月曜日から土曜日
開所時間	午前7時30分から午後6時45分(土曜日は午前8時から午後1時)
休所日	日曜日、国民の祝日、休日及び年末年始(12月29日から1月3日)

7 年間行事

月	行事内容
4	入園式
5	運動を楽しむ会(3~5歳児クラス)、健康診断
6	歯科健診、夏まつり、水遊び
7	水遊び
8	水遊び、夏季希望保育
9	水遊び
10	健康診断、遠足、保育参観(3~4歳児クラス)、朝市へ買い物(5歳児クラス)
11	市民館まつり(5歳児クラス)、焼きいも会(5歳児クラス) 保育参観(0~2歳児クラス)
12	表現を楽しむ会(3~5歳児クラス)、餅つき会、クリスマス会
1	保育参観(5歳児クラス)
2	豆まき会、防犯教育講座
3	ひなまつり会、遠足、お別れ会、卒園式(5歳児クラスとその保護者)

毎月行うもの …交通安全指導、避難訓練、身体測定、誕生会

年1回行うもの…検尿(3~5歳児クラス)、クッキング(5歳児クラス)

※変更・中止になる場合があります。

8 給食

<p>○給食の方針</p> <p>昼食・おやつを提供します。全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。天然素材のダシを使い、和食を中心とした献立を取り入れています。</p>
<p>○保護者に、毎日当日の献立及び月末に翌月の献立表を配信します。</p>
<p>○アレルギーなどへの対応</p> <p>保護者が園に食物アレルギー除去食の申請（又は更新）を行った際、園と保護者との協議したうえで、食物アレルギー対応が必要と判断した場合は、医師が記入した生活管理指導表を園に提出してください。個別にご相談の上、生活管理指導表に基づき当園で除去可能な物は、除去食・代替食で対応します。</p>
<p>○衛生管理</p> <p>調理員及び0～1歳児担当職員は、毎月検便を行います。</p> <p>保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行います。</p>

9 入園時に必要な書類

1	児童票（住居を確認するもの）
2	緊急連絡票（保護者の連絡先を確認するもの）
3	災害・緊急時調査票（保護者の連絡先を確認するもの）
4	健康の記録（病歴、予防接種の記録、アレルギーなど児童の体調を確認するもの）
5	入所までの生活状況（児童の嗜好や生活習慣を知るもの）
6	お子様のご家庭での様子（児童の嗜好や生活習慣を知るもの）

10 保護者と保育園の連絡について

<p>○スマートフォンアプリにて適時連絡します。</p>
<p>○連絡帳アプリの活用</p> <p>児童が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園がコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、保育所での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳を活用します。毎朝8:00までにお迎えの時刻や人、体温、体調、食事、遊び、排便状況など、児童の家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせください。</p>
<p>○おたよりの配信</p> <p>適時、アプリにより行事や連絡事項等を配信します。</p>

1.1 保護者の会

保護者の自主運営による会があります。保育園からは園の方針・行事や出来事についてお知らせします。また、園の行事への協力をお願いしています。

1.2 健康診断

○毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果はアプリ等で配信します。

○年2回、嘱託医が健診します。

健診の結果は健康診断票に記録し、ルクミーでお知らせします。留意事項等があれば別途お知らせします。

○その他、児童の日頃の様子で心配なことがありましたら、ご相談ください。

1.3 保護者の負担

保育料(毎月)		0～2歳児クラスは、豊橋市が定める保育料を市に支払います。
上記以外	主食費及び副食費	3～5歳児クラスは、毎月、口座引き落とします。
	保護者の会費 絵本代	毎月、口座引き落とします。
	園服・カバン等	口座引き落とし又は集金袋にて集金します。

1.4 保育園の利用に際し留意いただくこと

○連絡帳

当日8:00までに連絡帳を送付ください。(欠席の場合も)

○登園時間

9:00までをお願いします。

○欠席する場合、登園が遅れる場合

当日8:00までに連絡帳でお知らせください。

8:00過ぎは☎0532-31-2294に連絡ください。

○お迎えが遅れる場合

保育短時間認定(通常保育)は16:00までに、保育標準時間認定(長時間保育)は17:00までに連絡帳にてお知らせください。(17:00過ぎは電話にて)

○毎朝の検温、体調の確認

子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前に、ご家庭で①食欲の有無②発熱の有無③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認ください。

<p>○感染症について</p> <p>麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから医師の指示に従い登園ください。</p>
<p>○発熱のある場合</p> <p>熱が <u>37.5℃以上ある場合</u>、登園できません。登園後 <u>38.0℃を超えた場合</u>、お迎えの連絡をします。</p> <p>解熱後の登園基準は「<u>解熱剤を使用しなくても2晩以上発熱がないこと</u>」を目安としてください。</p>
<p>○与薬について</p> <p>医療行為にあたるため行いません。どうしても必要な場合はご相談ください。その場合、医師の処方を受けた薬に限り与薬しますので、与薬(投薬)依頼書を提出ください。</p>
<p>○登園後に医療機関が必要な場合</p> <p>原則として保護者が受診させてください。</p>

1 5 賠償責任保険の加入

<p>○施設</p> <p>1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円</p>
<p>○生産物(給食)</p> <p>1 事故 700,000,000 円 1 名につき 100,000,000 円</p>

1 6 緊急時の対応

<p>○保育中に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者がアプリ「ルクミー」に指定した緊急連絡先へ速やかに連絡し必要な措置を講じます。</p> <p>○保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を優先させ、責任を持って必要な措置を講じますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○非常災害時には、「災害・緊急時調査票」に記載した引き取り人に、本人確認の上、お子さんをお渡しします。</p>
--

緊急時連絡機関

<p>嘱託医 内科・小児科</p>	<p>かわぐちこどもクリニック 豊橋市牟呂町字大塚 8 6 - 1</p>	<p>☎0532-44-1810</p>
<p>豊橋市南消防署</p>	<p>豊橋市曙町字南松原 1 1 8</p>	<p>☎0532-46-0119</p>
<p>豊橋警察署</p>	<p>豊橋市八町通 3 丁目 8</p>	<p>☎0532-54-0110</p>

1 7 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	豊橋市南消防署へ届出(令和8年4月13日)
防火管理者	大井 英昭
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置・防犯カメラ設置
避難場所	第1避難場所:園内南側園庭 第2避難場所:大塚公園 第3避難場所:花田小学校

1 8 虐待防止のための措置

児童の人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者: 園長

1 9 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 相談・苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・苦情受付担当者:主任保育士 ☎ 0532 - 31 - 2294 ・相談・苦情解決責任者:園長 ☎ 0532 - 31 - 2294 ・第三者委員:地域在住の委員2名
保育園以外の 相談・苦情 受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁1-50 ☎ 052-212-5515(月～金:9:00～17:00)
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市役所こども未来部保育課 豊橋市今橋町1 ☎ 0532-51-2322(月～金:8:30～17:15)

2 0 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員は、業務上知り得た当園を利用する子ども及び支給認定保護者の秘密を保持します。職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。

2 1 画像等の取扱い

園	保育や成長の記録として動画、写真等の画像を撮影、活用します。また、特に申し出のない限り園ホームページ、ブログ等のSNSに掲載することがあります。
保護者	行事等で撮影された映像については、個人情報の問題も伴いますので、X・Instagram等のSNSに掲載しない。

2 2 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はしない。
行事	当園の主催する行事については積極的にご参加ください。なお、思想信条上、不都合の方は休園ください。

令和8年4月1日

保育・教育の提供の開始について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 社会福祉法人育栄会 羽田保育園
説明者職名 園長

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け、羽田保育園の保育・教育の提供の開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者(保護者) 住所
氏名
児童から見た続柄